

# 特記仕様書

業務名 水の木（水の木）林道（改良）実施設計（浅瀬地区）

第1条 本業務にあたっては、林道規程、林道技術基準、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び林業専用道作設指針及び運用によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき、木材の特質等を踏まえ、木材を利用した構造物を設計に取り入れること。なお設計については下記に示すとおりとする。

①以下については木材の利用を原則とする

・コンクリート構造物の型枠、柵工、簡易排水工

②以下については現地の条件等から、木材利用が可能と判断される場合に木材を利用する

・安定計算等の結果、構造上の問題がないと判断される路側構造物（擁壁工、土留工等）、法面保護工等

2 なお、支障木、根株についても有効な利用を図り、仮設工においても積極的に木材を採用すること。

3 木材利用の適否理由等について、工種毎に整理し報告すること。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合は、これを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本業務の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 林業用作業施設の規格・構造等については発注者と協議の上決定すること。決定にあたっては、工事施工時に、車両、建設機械が待避、転回場を兼ねることが出来る林業用作業施設を計画すること。

第6条 現地における直接測量を実施すること。

また、測量成果は座標値を記載すること。座標は任意座標とする。座標管理できない測量成果はこの限りではない。

第7条 本業務結果は、報告書として製本したものを2部、電子データとして電子媒体（CD等）に保存したものを2部の計4部を履行期間内に提出すること。

なお、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に

業務地区名、受注者名及び発注者名をそれぞれ表示すること。

(三者会議の開催)

第8条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

- 2 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。
- 3 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払いを受けるものとする。

(情報共有システムについて)

第9条 本業務における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- 2 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-30.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf)

- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- 4 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
  - ア 地質調査業務については業務管理費
  - イ 測量業務については間接測量費
  - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

(ウィークリースタンスの推進について)

第10条 ウィークリースタンス等の推進（災害復旧に関するものは除く）

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

- 1 打ち合わせ時間の配慮  
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
- 2 資料作成依頼の配慮  
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生し

ないよう十分に配慮する。

### 3 ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

(公共測量の取扱い)

第 11 条 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）第 2 編測量業務等標準仕様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第 2123 条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第 2124 条の規定により、契約変更を行うものとする。